

学校職員の配偶者同行休業の承認等及び補助教職員の臨時的任用に関する事務取扱要綱

(平成26年7月15日 教育長決定)
(平成28年4月1日 一部改正)
(平成29年3月31日 一部改正)
(令和元年5月31日 一部改正)
(令和2年4月1日 一部改正)
(令和5年3月23日 一部改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、道立学校職員及び市町村立学校職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員に限る。以下同じ。）に係る地方公務員法（昭和25年法律261号。以下「地公法」という。）第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業という。」）の承認の申請その他の事務手続について定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認の申請及びその承認の手続)

第2条 配偶者同行休業の承認を受けようとする道立学校職員及び市町村立学校職員は、配偶者同行休業承認申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）を、休業を開始しようとする日の2ヶ月前までに、次に掲げる区分に応じ、道立学校長又は市町村教育委員会を經由して、総務政策局総務課長若しくは教職員局教職員課担当課長（以下「所轄課長」という。）又は教育局長に提出しなければならない。

- (1) 道立学校職員のうち教育職給料表の適用を受ける職員 教職員局教職員課担当課長
- (2) 道立学校職員のうち(1)以外の職員 総務政策局総務課長
- (3) 県費負担教職員のうち小学校、中学校及び義務教育学校職員 教育局長
- (4) 県費負担教職員のうち高等学校職員 教職員局教職員課担当課長

2 教育局長は、北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成26年北海道条例第83号。以下「条例」という。）第4条第3号に該当するものとして配偶者同行休業を承認しようとするときは、その可否について教職員局教職員課担当課長に協議するものとする。

3 道立学校長及び市町村教育委員会は、学校職員から提出された申請書に、当該職員が休業することによって学校業務に生ずる影響、休業期間中の臨時的任用の必要性等についての意見を付して、所轄課長又は教育局長に進達するものとする。

4 所轄課長及び教育局長は、配偶者同行休業の承認等に際し、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該職員に対して、必要な証明書類の提出を求めることができる。

5 所轄課長及び教育局長は、配偶者同行休業を承認したときは、配偶者同行休業承認通知書（別記第2号様式）により、道立学校長又は市町村教育委員会を經由して当該職員に通知するものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請及びその承認の手続)

第3条 前条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請及びその承認について準用する。ただし、当該職員に対する通知は、配偶者同行休業期間延長承認通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

(配偶者同行休業の取消し)

第4条 所轄課長及び教育局長は、配偶者同行休業をしている職員が地公法第26条の6第6項及び条例第7条に規定する取消事由に該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、当該職員に配偶者同行休業承認取消通知書（別記第4号様式）を交付する。

(配偶者同行休業をしている職員の職務復帰)

第5条 配偶者同行休業の期間が満了したとき、又は配偶者同行休業の承認が取り消されたときは、当該配偶者同行休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(届出)

第6条 条例第8条第1項の規定による届出は、配偶者同行休業状況届出書（別記第5号様式）を、

第2条第1項各号に掲げる区分に応じ、道立学校長又は市町村教育委員会を經由して、所轄課長又は教育局長に提出して行わなければならないものとする。

(配偶者同行休業の承認に伴う臨時的任用)

第7条 地公法第26条の6第7項第2号の規定に基づき臨時的に任用する補助教職員のうち、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舍指導員、看護師、准看護師、栄養教諭、学校栄養職員及び事務職員の職にある者の臨時的任用の期間は、配偶者同行休業を承認した期間を限度とする。なお、1回の任用期間は1年を超えないこととする。

2 任用の方法

(1) 前項に定める職の補助教職員の臨時的任用の上申又は内申は、補助教職員臨時的任用上申(内申)書(別記第6号様式)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。ただし、同一年度内において同一人を2回以上(小学校、中学校及び義務教育学校においては、同一教育局管内に限る。)補助教職員として任用する場合にあってはウからキまでの書類を省略することができる。

ア 履歴書(平成9年2月26日付け教職第5158号「学校職員の人事事務に関する取扱いについて」当職通達(以下「学校職員の人事事務通達」という。)共通第1号様式) 1部

イ 任用期間等に関する承諾書(別記第7号様式) 1部

ウ 教育職員免許状授与証明書又は看護師免許証、准看護師免許証若しくは栄養士免許証の写し(実習助手、寄宿舍指導員及び事務職員の補助教職員の場合は除く。) 1部

エ 最終学校の卒業又は修了の証明書 1部

オ 採用時健康診断書(公立の医療機関又は採用時健康診断書の検査項目について検査が可能な医療機関の医師が発行したもの(平成13年3月30日付け教福第1062号「北海道教育委員会の任用に係る職員の新採用時における健康判定審査事務取扱要領の制定について」当職通知別記第3号様式) 1部

カ 住民票記載事項証明書又は住民票(氏名、性別、生年月日以外の事項省略可。) 1部

キ 申立書(学校職員の人事事務通達共通第2号様式) 1部

ク 前歴証明書(学校職員の人事事務通達共通第3号様式) 1部(前歴が2以上にわたる場合は各1部)

ただし、辞令等の写しを添付する場合は省略でき、前歴を有する者で、既に作成されている学校職員給料決定調書(昭和48年12月26日付け教給第2039号「学校職員の給料月額決定に関する事務手続について」当職通達別記第2号様式の1により教育職員局給与課又は教育局で作成のもの)を添付する場合は、この給料決定の基礎となった前歴に係る前歴証明書は省略できる。

(2) (1)の上申又は内申に当たっては、道立学校にあっては学校長が、市町村立学校にあっては学校長又は市町村教育委員会職員のうち課長相当職以上の者が採用予定者の面接を実施し、適任と判断した者について、上申又は内申を行わなければならない。

(3) 補助教職員の臨時的任用期限の延長の上申又は内申は、補助教職員臨時的任用期間延長上申(内申)書(別記第8号様式)に、補助教職員から提出を受けた、任用期間の更新に関する承諾書(別記第9号様式)を添付して行うものとする。

(4) 上申又は内申は、道立学校職員及び市町村立高等学校職員として任用を行う場合にあっては総務政策局総務課長又は教職員局教職員課長、小学校、中学校及び義務教育学校職員として任用を行う場合にあっては教育局長に行うものとする。

3 その他の職にある者の任用

道立学校において、第1項に定める職以外の職の補助職員を臨時的に任用しようとするときは、昭和45年9月1日付け教総第2180号「臨時職員の取扱いについて」当職通達によるものとし、その任用については、総務政策局総務課長に事前に協議しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年7月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

別記第1号様式 (第2条関係)

配偶者同行休業承認 (期間延長) 申請書		
北海道教育委員会 様		
学校名 職・氏名 (職員番号)		
配偶者同行休業の承認 次のとおり を申請します。 配偶者同行休業の期間の延長		
1 申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認(2、3及び4に記入) <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長(2、3及び5に記入) (□再度の延長)	
2 申請に係る配偶者	氏名	
	職業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由	()
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	()
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)		
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 延長の期間	年 月 日から 年 月 日まで	
既に承認された配偶者同行休業の期間	年 月 日から 年 月 日まで (うち、期間の再度の延長の場合における当初の配偶者同行休業の期間 年 月 日まで)	
6 備考		
道立学校長・市町村教育委員会の意見		
年 月 日		
(道立学校長・市町村教育委員会)		

- (注) 1 この申請書には、配偶者の滞在事由及び滞在期間が確認できる書類を添付すること。
 2 期間の再度の延長を申請する場合には、「2 申請に係る配偶者」欄の「外国滞在事由」欄の最上欄の括弧内に、当該延長が必要な事情を記入すること。
 3 「3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所(居所)」欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所(居所)を定め、届け出ること。
 4 「6 備考」欄には、以前に配偶者同行休業をしている場合における当該配偶者同行休業の内容(配偶者の外国滞在事由、休業期間)、配偶者同行休業の期間を初めて延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由その他任命権者が承認の可否を判断するに当たって必要と思われる事項を記入すること。
 5 該当する□にはレ印を記入すること。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第2号様式（第2条関係）

配偶者同行休業承認通知書

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6の規定に基づき、
月 日まで配偶者同行休業を承認する。

年 月 日

学校名
職・氏名

年 月 日から 年

北海道教育委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第3号様式（第3条関係）

配偶者同行休業期間延長承認通知書

配偶者同行休業の承認期間を、 年 月 日まで延長する。

年 月 日

学校名
職・氏名

北海道教育委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第4号様式（第4条関係）

配偶者同行休業承認取消通知書

学校名
職・氏名

配偶者同行休業の承認は、 年 月 日をもってこれを取り消す。

年 月 日

北海道教育委員会

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番縦型とする。

別記第5号様式（第6条関係）

配偶者同行休業状況届出書

年 月 日

北海道教育委員会 様

学 校 名

職・氏名

(職員番号)

次のとおり配偶者同行休業に係る状況について届け出ます。

1 承認を受けた配偶者同行休業の期間

年 月 日から 年 月 日まで

2 届出の事由

- 配偶者が死亡した
- 配偶者が職員の配偶者でなくなった
- 配偶者と生活を共にしなくなった
- 北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例第7条第1号に掲げる事由に該当することとなった
- 北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例第7条第2号に掲げる事由に該当することとなった

3 届出の事由が発生した日

年 月 日

(注) 該当する□にはレ印を記入すること。

別記第6号様式（第7条関係）

補助教職員臨時的任用上申（内申）書

文 書 番 号
年 月 日

北海道教育委員会 様

道立学校長名

印

市町村教育委員会名

このことについて、次のとおり上申（内申）します。

記

発 令 内 容 等	学 校 名			職名		
	氏 名 (職員番号)		生年 月日	年 月 日生 (満 歳)		
	任 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	級及び 号 俸	級 号俸		
配 偶 者 同 行 休 業 者	氏 名 (職員番号)		職名		担当 教科	
	承 認 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
参 考 事 項						

別記第8号様式（第7条関係）

補助教職員臨時的任用期間延長上申（内申）書

文 書 番 号
年 月 日

北海道教育委員会 様

道立学校長名

印

市町村教育委員会名

このことについて、次のとおり上申（内申）します。

記

発令内容等	学 校 名			
	職 名		氏名（職員番号）	
	当初の発令	年 月 日から		年 月 日まで
	延長の期間	年 月 日から		年 月 日まで
配偶者同行休業者	職 名		氏 名	
	既承認期間	年 月 日から		年 月 日まで
	予 定 日			
	延長の期間	年 月 日から		年 月 日まで
参 考 事 項				

